

平成 29 年 6 月 6 日

市町村危機管理担当部局長 様

大阪府危機管理室長  
大阪府都市整備部事業管理室長

## 国の「避難勧告等に関するガイドライン」に対する府の考え方について

### 1 経緯

- 府においては、平成 17 年 3 月に策定された国の「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」をもとに、府内における水害及び土砂災害の特性を盛り込んだ、「大阪府版 避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」（以下、「府 G L」という。）を平成 19 年 11 月に策定し、全市町村において避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成が進むよう支援してきたところ。
- 平成 29 年 1 月に、内閣府が、「避難行動・情報伝達編」「発令基準・防災体制編」とする「避難勧告等に関するガイドライン」（以下、「国 G L」という。）を策定し、避難情報の名称変更をはじめ、避難勧告等を受け取る立場にたった情報提供のあり方など、内容の見直しや充実が図られたことから、府の考え方について、以下のとおり示すものである。

### 2 府の考え方について

- 「避難勧告等に関するガイドライン」に対する府の考え方は、別紙 1 のとおりとする。
  - ① 避難情報の名称
    - ・国 G L 及び大阪府地域防災計画で定める、「避難準備・高齢者等避難開始」「避難勧告」「避難指示（緊急）」に変更することとし、府 G L で定めていた「一時避難情報」については、廃止する。
  - ② 避難勧告等発令の判断基準
    - ・大阪府の地域特性を踏まえた判断基準として提示する。

### 3 その他

- マニュアル作成の参考としていただけるよう、別途ひな形（別紙 2）を作成しましたので、ご活用ください。
- 「大阪府版 避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」については、廃止する。

○ ガイドライン策定・改定経緯

年	国	大阪府
平成 17 年 3 月	「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」策定 ⇒ 平成 16 年の水害、土砂災害、高潮等において、多数の要配慮者が亡くなったこと、避難勧告等の発令躊躇等を踏まえ、策定	
平成 19 年 11 月		「大阪府版 避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」策定
平成 23 年 10 月		「大阪府版 避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」改定 ⇒ 一時避難情報を追加
平成 26 年 4 月	「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」全面改定 ⇒ 東日本大震災や平成 21 年兵庫県佐用町での被災での教訓等を踏まえ、改定	
平成 27 年 6 月		「大阪府版 避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」の補足 ⇒ 対象とする災害に、高潮・津波を追加するとともに、避難判断基準を提示
平成 27 年 8 月	「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」一部改定 ⇒ 平成 25 年の伊豆大島、平成 26 年の広島市の土砂災害等における避難勧告等の発令躊躇等を踏まえ、改定	
平成 29 年 1 月	「避難勧告等に関するガイドライン」改定 ⇒ 平成 27 年 9 月の関東・東北豪雨災害、平成 28 年 8 月の台風第 10 号災害を踏まえ、改定 ・避難情報の名称 ・情報提供のあり方 ・要配慮者の避難の実効性を高める方法 ・躊躇なく避難勧告等を発令するための市町村の体制構築	
平成 29 年 6 月		「避難勧告等に関するガイドライン」に対する府の考え方を提示